



## 「差別」と「配慮」を知る

# 「常識」の再点検から見える 共生社会の在り方

今日のわが国・地域社会は、少子高齢化・人口減少が進むなかで、持続可能な共生社会を築いていくという難題に直面しています。すべての人がその人らしく生活すること、さらには地域のつながりのなかで生き活きと生活することを支援するためには、介護支援や高齢者領域に関する専門性をより深めていくとともに、ほかの領域における価値観にも目を向け、これらを受け止める多様性・柔軟性・共感力などが必要となってきます。例えば「障害」に関していえば、8050問題（いまや9060問題ともいわれる）に象徴されるように、「障害」と「高齢・要介護」という複合ニーズへの対応や、本人を取り巻く家族の環境も視野に入れたケアプラン作成・尊厳の支援が重要となってきます。そのためにも、「障害」に対する適切な理解と、これに基づく適切な配慮が必要であるとともに、これまで「常識」とされてきた価値観などについても、今一度立ち止まって考えてみる必要があると思います。

以上を踏まえ、本稿では、共生社会の実現にとって最大の障壁となる「差別」とは何かを取り上げたのち、尊厳の支援が行きつくところの「本人の意思の尊重」について、意思決定支援および自立支援の意義について考えてみたいと思います。

### 障害者差別解消法の成立

平成25（2013）年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、差別解消法）が公布、平成28（2016）年4月から施行されています。同法の目的規定（第1条）では、全ての障害者が基本的人権を享有する個人として、その尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること、差別の解消を推進するための取組みを通じて、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが謳われています。対象は障害者手帳の有無を問いません。

また、同法では、差別として「障害を理由とする不当な差別」と「合理的配慮の不提供」を規定しており、後者に関しては、施行当初は民間事業者は努力義務に過ぎませ

障 害の有無や年齢などに関わらずみなが同じ目線で生きる社会にするにはどのような配慮が必要なのか（P.7）、そして高齢障害者のおかれた環境について（P.10）、長年、障害者・高齢者福祉の研究をされてきた関西福祉大学の谷口泰司氏に詳説していただいた。



P7～11執筆 ▶

谷口泰司

● 関西福祉大学 社会福祉学部 教授

んでしたが、令和6（2024）年4月からは義務となります。

### 不当な差別と合理的配慮の不提供

それでは、同法が取り上げる「不当な差別」と「合理的配慮の不提供」とは何かについて見ていくこととします。

不当な差別とは、私たちが「差別」と聞いてすぐに思い浮かぶものです。例えば、何かのイベントの際、会場の入り口に「〇〇障害の方はここから先への入場はできません。」という張り紙があったとします。この場合、〇〇障害のない方だけが入場でき、その区分は「障害を理由」としてなされています。これが「障害を理由とする不当な差別」であり、このような根拠のない区分は「差別」となります。

次に、「合理的配慮の不提供」ですが、差別解消法の最大の意義は、これも差別に該当すると規定したことにあります。差別解消法では、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、（略）社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」\*と規定されています（下線は筆者）。（図1）

ここでのポイントですが、まずは、当事者の意思の表明です。合理的配慮を提供するか否かにあたっては、その配慮を当事者が希望しているかどうかが出発点となります。ただし、この意思の表明が困難という場合には、その方が配慮を必要としているかについて、家族への聴き取りや周囲の状況などから判断することも必要です。